

# 福利厚生とくしま



令和3年度 健康ウォーキング講座



## CONTENTS

令和4年度保健福祉事業等の概要	2	令和4年(2022年)3月末に退職される皆さんへ	11
QUPIO+(クピオプラス)登録&利用キャンペーン	4	退職手当について	12
特定保健指導を受けましょう!!	5	防ごう公務災害!	14
貸付金の制度について	5	財形非課税貯蓄における育児休業等取得者の	
こころのメンテナンスしていますか?	6	継続適用特例制度について	15
健康支援担当より	6	徳島県教職員住宅(県)	15
令和4年度も歯科健診を受けましょう	7	互助組合に加入された臨時的任用職員・	
マイナンバーカードの取得推進に取り組んでいます!	8	会計年度任用職員の皆様へ	16
企画調整担当より	8	臨時的任用職員・会計年度任用職員(フルタイム任期付職員)の	
被扶養者認定担当からのお願い	8	カフェテリアプラン助成金申請について	17
障害厚生年金について	9	互助組合からのお知らせ「カフェテリアプラン助成事業」	18
ペンリレー Vol.15	10	重要なお知らせ	
『個人型確定拠出年金(iDeCo)』の事業主証明について	10	互助組合の貸付利率が下がります!	20

発行 /  公立学校共済組合徳島支部・(一財)徳島県教職員互助組合・徳島県教育委員会福利厚生課  
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1 TEL 088-621-3175 <https://www.kouritu.or.jp/tokushima/>

ご家庭にお持ち帰りください

公立学校共済組合徳島支部

検索 

「福利厚生とくしま」は、徳島県総合教育センターの福利厚生ポータルにも掲載しています。

# 令和4年度保健福祉事業等の概要

福利厚生課では、令和4年度におきまして、次の保健福祉事業を実施します。  
組合員の皆様の積極的な御参加、御利用をお願いいたします。

事業種別	番号	事業名	事業の内容	実施時期	対象者 (参加人員)	実施主体
健康 管理 関係	1	人間ドック	<p>30歳以上の組合員を対象に、人間ドックを実施する。 ・定年退職者は、優先的に配慮する。</p> <p>2泊3日コース 四国中央病院 2泊3日 (100人) 個人負担 14,000円</p> <p>1日コース 四国中央病院 1日 (250人) 2,300円 徳島赤十字病院 1日 (210人) 2,900円 沖の洲病院 1日 (1,290人) 3,100円 とくしま未来健康づくり機構 (徳島県総合健診センター) 1日 (160人) 3,500円 徳島検診クリニック 1日 (730人) 3,000円 阿南医療センター 1日 (70人) 4,400円 伊月健診クリニック 1日 (1,210人) 3,300円 ハウエツ病院 1日 (50人) 3,000円 徳島県鳴門病院 1日 (150人) 4,200円 徳島クリニック 1日 (40人) 3,000円 虹の橋病院 1日 (450人) 2,700円 碩心館病院 1日 (20人) 2,100円 岩城クリニック 1日 (20人) 3,000円 近藤内科病院 1日 (60人) 3,000円 徳島県農村健康管理センター 1日 (20人) 2,800円 徳島平成病院 1日 (50人) 2,800円 徳島健生病院 1日 (20人) 2,800円 たまき青空病院 1日 (20人) 2,900円 藍住たまき青空クリニック 1日 (20人) 2,900円 半田病院 1日 (10人) 3,000円 水の都記念病院 1日 (50人) 2,900円</p> <p>(※市町村費職員の個人負担については別途通知)</p>	年間	共済組合員	県 共済組合 互助組合
	2	脳ドック	<p>40歳以上の組合員を対象に、脳ドックを実施する。 ・前年度受診者は申込みできません。</p> <p>個人負担 阿南医療センター 1日 (30人) 5,000円 沖の洲病院 1日 (90人) 2,100円 徳島県鳴門病院 1日 (70人) 2,100円 伊月健診クリニック 1日 (90人) 1,000円 虹の橋病院 1日 (90人) 2,000円 徳島赤十字病院 1日 (20人) 4,300円 ハウエツ病院 1日 (10人) 1,800円</p> <p>(※市町村費職員の個人負担については別途通知)</p>	年間	共済組合員	県 共済組合
	3	被扶養配偶者ドック	<p>30歳以上の被扶養配偶者を対象に、人間ドックを実施する。(毎年受診可とする)</p> <p>四国中央病院 沖の洲病院 徳島検診クリニック 伊月健診クリニック 虹の橋病院 たまき青空病院 藍住たまき青空クリニック</p>	7月～1月	共済組合員の被扶養配偶者 (250人)	共済組合
	4	婦人がん検診	<p>組合員を対象に、婦人がん検診を実施する。(県下指定医療機関 子宮頸がん・乳がん)</p>	7月～11月	共済組合員	県 共済組合
	5	歯科健診	<p>組合員を対象に希望者に対して歯科健診を実施する。 2,000人</p>	8月～10月	共済組合員	共済組合
	6	PET-CT検査	<p>がんの早期発見のための健康管理事業としてPET-CTがん検診を実施する。</p>	6月～	共済組合員	共済組合 互助組合
	7	胃がんリスクチェック事業	<p>若年層を対象に胃がん検診の受診勧奨を図る。</p>	11月～	30歳未満の共済組合員	共済組合
	8	サリバチエッカー事業	<p>だ液によるがんリスク検査により、がん検診の受診勧奨を図る。</p>	10月～	共済組合員	共済組合

事業種別	番号	事業名	事業の内容	実施時期	対象者 (参加人員)	実施主体
健康づくり	9	メンタルヘルス・フレッシュ支援事業	新規採用教職員対象に研修時にメンタルヘルスの冊子を配布する。	年間	共済組合員	共済組合
	10	からだところの健康づくり事業	健康づくり関連の冊子を配布する。	年間	〃	〃
	11	管理職メンタルヘルス相談料助成事業	職場内のメンタル不調者の主治医と管理職が面談した際の相談料を助成する。	年間	〃	〃
	12	職場訪問カウンセリング事業	新規採用教職員に対し、職場への巡回カウンセリングを実施し、メンタルヘルス不調を未然に防止することを目的とする。	年間	〃	〃
	13	教職員相談事業	教職員の職場及び家庭生活における悩みの相談に応じ、その解決を支援することにより、教職員のメンタルヘルスの保持・増進を図り、福祉の充実に寄与する。このため、専門相談員(弁護士、精神科医、臨床心理士、カウンセラー)を置く。(無料相談は年度内5回まで) また、学校に専門相談員等を派遣する「教職員相談事業出前講座」を実施。 この利用方法等についての詳細は、別途通知する。	年間	県費負担 教職員	県
	14	こころと体のリフレッシュ講座	日頃のストレスに対する知識を理解し、対処方法を取得するために講座を実施する。	年間	共済組合員	県 共済組合 互助組合
	15	メンタルヘルスマネジメント支援講座	管理職等がカウンセリング能力、リスニング能力を身につけるための講座を実施する。	年間	共済組合員	県 共済組合
	16	生活習慣病予防セミナー	組合員の生活習慣病の予防・解消を図ることを目的に開催し、生活改善を支援する。	夏休み	共済組合員	共済組合
	17	介護講座	組合員(家族)を対象に介護に対する知識と実技を習得するための講座を開催する。(1回開催)	夏休み	共済組合員	共済組合
	18	健康増進施設利用	組合員とその被扶養者の健康増進施設として利用する。 ハッピー徳島(徳島・阿南・鴨島) OKスポーツクラブ(徳島市山城・北田宮・藍住・脇町)	年間	共済組合員 被扶養者	共済組合
	19	ヘルスアップセミナー	心身の健康増進を図ることを目的に、リラクゼーション及びエクササイズを取り入れた実践的なセミナーを実施する。	夏休み	共済組合員	共済組合
	関係	20	ヘルスアップセミナー講師派遣事業	10人以上の組合員が参加する研修会等へ主催者の要請により、講師を派遣し実践的なセミナーを行い組合員の健康づくりに貢献する。人数：要相談	年間	共済組合員
21		健康ウォーキング	ウォーキングを生活習慣に取り入れることにより、運動不足を解消し、メタボリックシンドロームの予防と心身のリフレッシュを図る。	秋	共済組合員 100人	共済組合 互助組合
22		教職員生涯生活設計支援セミナー	生涯生活設計づくりの一助として、生きがい・健康・経済生活の側面から教職員のライフステージに応じた講座を実施する。セミナーの詳細については、別途通知する。	夏休み・2月	40歳以上の 教職員	県
23		やすらぎの宿泊利用補助	指定した宿泊施設で宿泊した場合、組合員のみ1泊につき(出張は除く)、3,000円を補助する。 ※年度内何回でも利用できる。(平成30年度より徳島市の千秋閣を追加しています)	年間	共済組合員	共済組合
24		スポーツ・レクリエーション大会	郡市でスポーツ・レクリエーション大会を実施する。	6月～12月	共済組合員	共済組合
25		カフェテリアプラン助成金	組合員が自主的・計画的に自己啓発、健康維持、介護・育児、地域社会活動・文化芸術活動等を行い現に費用を負担した場合に、1年に1人1回10,000円を限度に給付する。	年間	互助組合員	互助組合
26		保育補助	出産した被扶養配偶者に対し保育用品を配付する。	年間	被扶養配偶者	共済組合
27		公益文化事業	法人の目的の一つでもある「教育文化の振興」を図る。「教育文化舞台公演」	年1回	互助組合員 及び県民全般	互助組合
28	公益文化事業	法人の目的の一つでもある「教育文化の振興」を図る。「教育文化の振興に関する事業助成」	年間	互助組合員	互助組合	

# 「今だけ」お得なキャンペーンです!

クピオプラスを使って賢くお得に健康に、ぜひご利用ください!!



みんなの健康サポート(新規事業)

**QUPiO+**  
クピオプラス

登録&利用  
キャンペーン

もれなく

500ポイント

プレゼント!

**期間**：2021/7/20(火)～2022/3/31(木)

**対象**：期間中にQUPiO Plusに新規登録もしくはログインした方  
※組合員資格を喪失された方は対象外です

QUPiO Plusのご登録は共済ホームページから



**QUPiO+**  
クピオプラス

## 初回登録方法のご案内

### ◆ まずは公立学校共済組合徳島支部のホームページにアクセス!

以下のURLまたはQRコードから、当組合のホームページにアクセスしてください。(スマートフォンからでも可)  
続いてアクセス後、ページ下部にあるバナーをクリックしてください。

URLから <https://www.kouritu.or.jp/tokushima/>



QRコードから



### “登録に必要なもの”

- 組合員証
- 登録用の“メールアドレス”
- 認証コード

お手元にご用意ください。  
メールアドレスは、重複の登録ができません。  
ご家族等で共用でメールアドレスをお使いの場合は、ご注意ください。

### ◆ 画面の案内に沿って登録! 「認証コード」は自宅に圧着はがきで届いています。

表示されたページ内の「認証コード発行画面はこちら」をクリックし、「認証コード」を発行します。  
発行後は「認証コード」をコピーし、画面の案内に沿って登録を行ってください。



「認証コード発行画面はこちら」をクリックし、「認証コード」を発行します。発行後は「新規登録はこちら」をクリックしてください。

先発行した「認証コード」と「メールアドレス」を入力した「メールアドレス」に、確認メールが配信されます。

「組合員証」をご用意し、ご自身の情報やパスワード、秘密の質問の回答を設定します。登録完了後、すぐにお使いいただけます。

### ◆ QUPiO Plus専用歩数計アプリからもアクセス可能です!

QUPiO Plus歩数計アプリをインストールすると、QUPiO Plusに歩数の記録が連携されます。



**QUPiO Plus歩数計アプリ**

iTunes App StoreまたはGoogle Playから、「クピオ」を検索し、アプリをインストール(無料)してください。



ios版をダウンロード



Android版をダウンロード

### 【お問い合わせ】

SOMPOヘルスサポート株式会社 QUPiO Plus サポート窓口  
Email : [support@qupioplus.jp](mailto:support@qupioplus.jp)  
TEL : 0120-818-448 (月曜～土曜 9:00-18:00)

**QUPiO+**  
クピオプラス



# 特定保健指導を受けましょう!!

特定保健指導は、**自己負担なし**で受けられます。  
案内が届いたら、**初回面談**を受けましょう。

- (注) 1 ただし組合員・被扶養者の資格を有している場合に限り、資格喪失後は利用できません。  
2 特定保健指導については、以下を職務に専念する義務の免除の扱いとされます。  
・指導に要する時間 ・指導のための往復に要する時間

区 分		実施する特定保健指導	特定保健指導利用券
組合員の方	人間ドック受診時に初回面談を受けられる方	人間ドック受診機関での特定保健指導当日実施	発行されません
	上記以外の方	<b>学校訪問型特定保健指導</b>	
	実施機関を御自身で決められている方	実施機関を選択し予約しての特定保健指導 (機関リストは利用券に同封)	発行されます
被扶養者の方			

高血圧や糖尿病を代表とする生活習慣病は、自覚症状がないままに進行することが特徴で、発病すると完治が難しい病気です。放置すると、日本人の死因の上位である心疾患(心筋梗塞・心不全)や脳血管疾患(脳梗塞・脳出血)などの危険性も高まります。

健診結果で異常が見られた「今の段階」で生活習慣の改善に取り組むことで予防することができます。

共済組合では、SOMPOヘルスサポート株式会社に特定保健指導を委託しています。ご自身の都合のよい場所(職場・自宅など)、都合のよい時間に保健師や管

理栄養士等が出向き、保健指導を行います。(時間は20分程度で、土・日・祝日も可能です。)

**自己負担は無料です。**

時間のない忙しい先生にも対応できるようにしていますので、この機会にぜひご利用ください。

人間ドック受診当日、その医療機関で保健指導を勧められた場合は、受診するようお願いします。

**※初回面談を受診いただいた方には記念品をご用意しております。**



## 貸付金の制度について

公立学校共済の貸付は、**費用・利便性・安心**の面で皆様に選ばれています

**費用**

- ☆ **担保、保証人、保証料は不要**
- ☆ お申込みや、繰上げ返済など**手数料はすべて無料**

**利便性**

- ☆ 返済は**給料からの控除**でらくらく
- ☆ **ボーナス併用返済**も選べます
- ☆ **一部・全額繰上返済**も可能
- ☆ 原則、**職場で手続きが完了**

**安心**

**育児・介護休業**を取得したときは、その期間中の**返済を猶予**できます

貸付の種類	こんなときに使えます	お借入れ限度額	利率(年利)	返済期間
一般	車の購入、海外旅行費用、引越し費用等、さまざまな臨時的支出に	200万円	<b>1.32%</b>	10年以内
住宅	新築、リフォームなどに	1800万円 (注1)		30年以内
教育	授業料、入学料、通学のために転居した場合のアパート代(1年分)・引越し費用・家具代などに	550万円		20年 10カ月以内

(注1) 1800万円までの範囲で、申込時の組合員期間に応じた額と仮定退職手当の額のいずれか高い額となります。

お問い合わせ先／健康支援・貸付担当 TEL (088) 621-3179 まで

# こころのメンテナンスしていますか？

～セルフチェックをしましょう！～

徳島県教育委員会では、「徳島県教職員の心の健康づくり計画」に基づき、「普段の予防」「早期発見」「再発防止」の3段階に体系化したメンタルヘルス対策を推進しています。

みなさん自身がメンタル不調の兆しに早期に気づき、専門家の助言等を受けることが重要であることから、心の健康状態を自己点検するツールを紹介します。

定期的なセルフチェックにご活用ください。

○厚生労働省「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



・5分でできる職場のストレスセルフチェック(こころの耳)

<https://kokoro.mhlw.go.jp/check/>



・働く人の疲労蓄積度セルフチェック(働く人用)(こころの耳)

<https://kokoro.mhlw.go.jp/fatigue-check/worker.html>



必要であれば、相談事業を予約し、こころの健康づくりのための助言を得ましょう。

ストレスを  
ためないための  
心がけ

●気分転換になる自分に合ったセルフケアを！

しっかり休む 書き出す 汗をかく(動く) 泣く(感動する)

●気の許せる家族や友人、同僚に気持ちを話してみましょう！

●保健師、臨床心理士等のメンタルヘルス相談事業を利用しましょう。

教職員のメンタルヘルス対策のお問い合わせは……

徳島県教育委員会福利厚生課厚生健康担当

電話 088-621-3178

## 健康支援担当より



### ＊ 令和3年度 婦人がん検診の結果 ＊

令和3年度婦人がん検診の結果は、次のとおりとなりました。

婦人がん検診全般の総合判定(要精密検査+要治療)は全体の6.1%となり、昨年度より0.2%増加し、検査項目別での子宮頸がんの総合判定(同)は全体の2.2%となり、昨年度より0.1%減少しました。

また、乳がんの総合判定(同)は全体の13.4%となり、昨年度より3.6%増加しました。

※要精密検査となった方につきましては、必ず医療機関で受診してください。

#### ■実施結果

区分	検査人員	A 著変なし		B 経過観察		C 要精密検査		D 要治療	
		人員	割合%	人員	割合%	人員	割合%	人員	割合%
子宮細胞診	402	392	97.6	1	0.2	9	2.2	0	0.0
乳腺	216	183	84.7	4	1.9	29	13.4	0	0.0
計	618	575	93.1	5	0.8	38	6.1	0	0.0

## 令和4年度の人間ドック等の募集について

先般、令和4年度の人間ドック等の募集をいたしました。脳ドックの対象年齢は40歳以上となります。

また、応募者多数のため、検診機関の定員を超えた場合、抽選となり第2・第3希望の検診機関になることがありますので、ご了承ください。

# 令和4年度も歯科健診を受けましょう

糖尿病、高血圧症、心臓病といった生活習慣病に共通しているのは、初期段階では本人にあまり自覚症状がないことです。このような病気のことを、サイレント・ディーズ（静かな病気）と呼んでいます。生活習慣病のひとつである歯周病もその仲間です。気がついたときには、かなり進行しているケースが多いのです。令和4年度も是非、歯科健診を受診してください。

令和3年度の歯科健診の結果が、まとめられましたのでお知らせします。

今年度は、1,777名の方が受診されました。

## 歯科健康診査結果集計表

### 健診者数

区分	総数	～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳～
男	418人	40人	80人	81人	217人
女	1359人	147人	258人	382人	572人
計	1777人	187人	338人	463人	789人

### 診査1 歯の状況（各年齢者級の平均歯数）

	～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳～
現在歯数	28.4本	28.7本	28.2本	27.6本
健全歯数	21.4本	19.0本	15.3本	12.7本
未処置歯数	0.9本	0.8本	0.6本	0.6本
処置歯数	6.1本	8.9本	12.3本	14.4本
欠損歯数	0.1本	0.1本	0.2本	0.7本
DMF	7.0本	9.8本	13.1本	15.6本



### 診査2 歯肉の状況（歯肉出血BOP）

0	健全	805人	45.3%
1	出血あり	972人	54.7%
9	除外歯	0人	0.0%
×	該当歯なし	0人	0.0%

### 診査4 口腔清掃状態

1	良好	641人	36.1%
2	普通	1025人	57.7%
3	不良	91人	5.1%

### 診査3 歯周病の状況（歯周ポケットPD）

0	健全	914人	51.4%
1	浅いポケット4～5mm	687人	38.7%
2	深いポケット6mm以上	176人	9.9%
9	除外歯	0人	0.0%
×	該当歯なし	0人	0.0%

### 診査5 歯石の付着

1	なし	379人	21.3%
2	軽度あり	1117人	62.9%
3	中等度以上あり	200人	11.3%

### 【判定区分】（重複）

1 異常なし 394人 22.2%

2 要指導 917人 51.6%

a	出血1かつ歯周ポケット0	288人	16.2%
b	口腔清掃状態不良	44人	2.5%
c	歯石の付着あり（軽度、中等度以上）	671人	37.8%
d	歯科医療機関の受診状況等指導を要する	9人	0.5%

2 要精密検査 643人 36.2%

a	歯周ポケット1	325人	18.3%
b	歯周ポケット2	117人	6.6%
c	未処置歯あり	243人	13.7%
d	要補綴歯あり	19人	1.1%
e	詳しい検査や治療を要する	4人	0.2%
f	その他の所見あり	4人	0.2%

要精密検査と判断された方は、全体の36.2%でした。

要精密検査と判断された方は、必ず歯科医院で受診してください。

# マイナンバーカードの取得推進に取り組んでいます！

## こ～んなに便利！マイナンバーカード

**NEW!**

**健康保険証  
として使える！**

※お住まいの地域・ご利用の機関によってサービス内容は異なりますので、事前のご確認をお願いします。

**NEW!**

**薬剤情報や  
特定健診情報等が  
マイナポータルで  
確認できる！**

**NEW!**

**新型コロナウイルス  
接種証明書の  
電子交付にも利用！**

確定申告でも  
医療費通知情報を  
カンタン連携

住民票の写しなども  
コンビニで  
カンタン取得



行政手続きも  
オンラインで

本人確認書類  
として使える

詳しくは **マイナンバーカード** で検索！  
デジタル庁作成 (R3.11)

## 企画調整担当より

### ●令和4年度掛金・負担金の割合等 (令和4年4月から令和5年3月：短期については、令和4年9月まで) (単位：千分率)

短期(福祉事業に係る率を含む。)				介護				厚生年金保険						
	掛金		負担金			掛金		負担金			掛金		負担金	
	一般組合員	地方公共団体	(育児休業者)			一般組合員	地方公共団体	一般組合員	地方公共団体		(育児休業者)	一般組合員	地方公共団体	(育児休業者)
計	43.5100	43.5900	0.0800		計	8.8200	8.8200			計	91.5000	133.1000	41.6000	
内訳	短期	42.1000	42.1000		内訳	介護	8.8200	8.8200	内訳	保険料	91.5000	91.5000		
	育休・介護公的負担		0.0800	0.0800						基礎年金公的負担			41.6000	41.6000
	福祉	1.4100	1.4100											

(単位：千分率)

### ●令和4年度短期に係る掛金・負担金の割合等 (令和4年10月から令和5年3月) (単位：千分率)

退職等年金			経過的長期						
	掛金		負担金			掛金		負担金	
	一般組合員	地方公共団体	一般組合員	地方公共団体		一般組合員	地方公共団体	一般組合員	地方公共団体
計	7.5000	7.5000			計			0.1105	
内訳	退職	7.5000	7.5000		内訳	公務等給付負担金		0.1105	

短期(福祉事業に係る率を含む。)				
	掛金		負担金	
	一般組合員	地方公共団体	(育児休業者)	
計	48.0100	48.0900	0.0800	
内訳	短期	46.6000	46.6000	
	育休・介護公的負担		0.0800	0.0800
	福祉	1.4100	1.4100	

## 被扶養者認定担当からのお願い

### ◎ 被扶養者の収入に注意してください。

被扶養者の収入が認定基準額を上回った場合、認定取消となりますので組合員の方は日頃から被扶養者の収入を把握していただくようお願いします。下記は認定取消になった主な例になります。

- ①給与収入が3か月連続で認定基準額を上回った ※控除する前の総支給額を収入とみなします。
- ②年間収入が130万円以上(公的年金受給者は180万円以上)となった  
※事業所得等における必要経費については、租税公課、減価償却費等は控除の対象となりませんので気を付けてください。

資格確認の結果、遡及して認定取消になったケースが増えてきています。資格喪失日以降に医療機関に受診されていた場合は、公立学校共済組合が医療機関等に支払った医療費を返還していただくこととなりますので、被扶養者が認定要件から外れたことが分かれば速やかに認定取消の手続きを行うようお願いします。



# 障害厚生年金について

組合員期間中に初診日があり、病気やけがなどにより一定の障害状態になったときに請求できる年金です。

## <支給要件>

### ①初診日

障害の原因となった傷病について初めて医師や歯科医師の診療を受けた日において組合員であること。

### ②障害認定日

原則として初診日から1年6月を経過した日において障害等級（障害者手帳の等級とは異なります。）の1級から3級の状態にあること。

**1級** 他人の介助を受けなければ、日常生活の自分の用をすませることがほとんどできない程度

**2級** 必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度

**3級** 労働に著しい制限を受ける、または労働に著しい制限を加えることを必要とする程度

障害等級が1級または2級に該当する場合は、障害基礎年金も併せて受給でき、障害基礎年金は**日本年金機構から支給されます**。

### ③保険料の納付要件

初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が公的年金制度の被保険者期間の3分の2以上あること。

## <事後重症制度>

障害認定日に3級以上の障害に該当しなくても、65歳に達する日の前日までに3級以上の障害に該当したときは、請求により年金が支給されます。

## 特例症例について

障害認定日とは、原則、初診日から起算して1年6月を経過した日をいいます。

ただし、初診日から起算して1年6月を経過せずに、下記の「特例症例」に該当した場合は、障害認定日を次のとおりとします。

症例の現症	障害認定日
○上肢・下肢を離断又は切断したもの	離断又は切断した日
○人工骨頭又は人工関節を挿入、置換したもの	人工骨頭又は人工関節の挿入、置換の日
○脳血管疾患による機能障害	初診日から起算して6月を経過した日以後 ※医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められる場合等に限る。
○心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器(ICD)又は人工弁を装着したもの	心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器(ICD)又は人工弁を装着した日
○心臓移植、人工心臓、補助人工心臓	移植又は装着日
○CRT(心臓再同期医療機器)、CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)	装着日
○胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管(ステントグラフトも含む)を挿入置換	挿入置換日
○人工透析療法を施行したもの	人工透析療法を初めて受けた日から起算して3月を経過した日
○人工肛門、又は尿路変更術を施したもの	人工肛門、又は尿路変更術を施した日から起算して6月を経過した日
○新膀胱	新膀胱を造設した日
○喉頭全摘出手術を施したもの	喉頭全摘出手術を施した日
○在宅酸素療養を行っているもの	在宅酸素療養を開始した日
○遷延性植物状態であるもの	状態に至った日から起算して3月を経過した日以後

## 「タスキをつなぐ」

私は中学校1年生のときに長距離の練習をするようになり、初めて駅伝大会に出場した。それから30年間何らかの形で駅伝に関わらせてもらっている。その代表的なものは正月に開催される徳島駅伝でのサポートスタッフだ。選手として走ったのは中学生と大学生の時だけだが、毎年12月末の部活動が正月休みに入ったあと、1月6日頃までは毎日練習や本番の大会でサポートすることになる。もちろん、無給のボランティアみたいなものだがこのサポートスタッフが私に与えてくれたものは非常に多い。まず、多くの小学生や中学生と知り合いになるため、高校で私が顧問をしている山岳部に入ってくれる生徒がいることだ。その中には高校でインターハイに出場したあと、卒業後大学の陸上部に入り三好市の主力選手として活躍しているものもいる。山岳部は中学校に部活動が

無いため部員集めに苦労している学校もたくさんあるが、知っている教員がいることの安心感からか駅伝をしていた生徒が入部を希望し、その生徒が他の生徒の入部を促してくれることで多くの入部希望者が確保できている。また、駅伝で知り合った人間関係からラフティング関係や東京の企業など普通ではなかなか知り合うことの無かった人たちと関係を築くことができ、その方達の協力を持って魅力的な授業が展開できている。

当たり前だが駅伝では前の区間の選手がタスキをつないでくれないと自分が走る事ができない。そして、自分が走りきらないと次の区間の選手が走る事ができない。その当たり前が私を助けてくれたと強く感じている。タスキと同じように自然と多くの人たちが人間関係をつないでくれたからこそ、私の充実した生活につながっていると感じている。私も他の人たちのタスキを自然とつなぐ存在になりたいと思う。

## 『個人型確定拠出年金 (iDeCo)』の事業主証明について

個人型確定拠出年金 (iDeCo) に加入する際には、事業主の証明が必要です。

**正規の県費教職員及び臨時的任用職員 (公立学校共済組合員) の方は**、福利厚生課で事業主証明を行いますので、下記の1～5に記載の提出書類を退職手当・公災担当へ送付してください。

### 福利厚生課へ提出するもの

- 1 様式「第2号加入者に係る事業主の証明書 (共済組合員用)」  
※金融機関から様式を入手してください。
- 2 公立学校共済組合員証の写し
- 3 基礎年金番号の分かる書類の写し  
例) 年金手帳、基礎年金番号通知書、ねんきん定期便 等
- 4 様式「基礎年金番号等の取得及び利用の取扱いに関する同意書」
- 5 様式「個人型確定拠出年金加入者について (提出)」

※ 人事異動により教育委員会 (公立学校共済組合) に転入された方のうち、iDeCoに加入済の方は、事業主が「徳島県教育委員会」に変更となりますので、事業主変更の手続きをしてください。(手続きに必要な書類については、新規加入と同様です。)

※ [上記の様式は徳島県立総合教育センターHP「福利厚生ポータル」に掲載しています。](#)

【問い合わせ先】 退職手当・公災担当 ☎ 088-621-3177

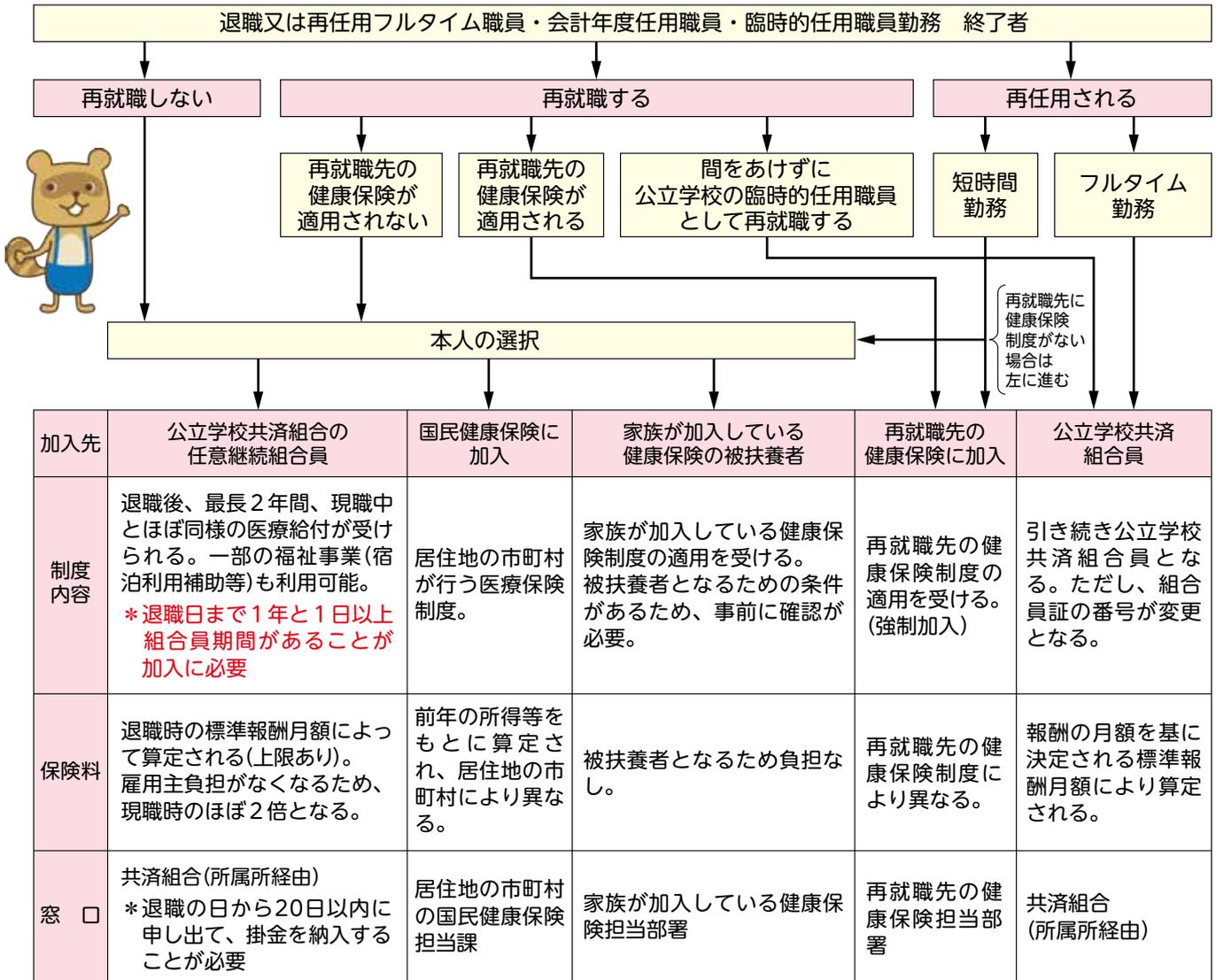
# 令和4年(2022年)3月末に退職される皆さんへ

## 医療保険

## どの公的医療保険に加入したらいいの？

### ❖ 共済組合の給付と制度 ❖

○医療制度（健康保険証）



### 〈再任用フルタイム職員・会計年度任用職員・臨時的任用職員勤務の方へ〉

任用期間が終了すると、公立学校共済組合員の資格を喪失しますので、定年退職者と同様の手続きが必要になります。フルタイム勤務から再任用短時間勤務や非常勤講師等に変更になる方も上記手続きが必要です。ご留意ください。

なお、任意継続組合員となるためには、退職日の前日までに引き続き1年以上 **(退職日まで1年と1日以上)** 組合員期間があることが必要です。定年等退職後、引き続き再任用になった場合の組合員期間は、採用時から通算されます。

# 退職手当について

## 1 退職手当の計算方法

$$\text{退職手当} = \text{基本額 (退職日給料月額} \times \text{支給率)} + \text{調整額}$$

↑  
(退職事由別・勤続年数別支給割合 × 調整率)

### ◆ 退職事由と勤続期間に応じた支給率

勤続期間	退職事由			勤続期間	退職事由		
	自己都合	公務外傷病	応募・定年		自己都合	公務外傷病	応募・定年
1年	0.5022	0.837	0.837	31年	35.7399	35.7399	42.31035
2年	1.0044	1.674	1.674	32年	36.7443	36.7443	43.81695
20年	19.6695	19.6695	24.586875	33年	37.7487	37.7487	45.32355
21年	21.3435	21.3435	26.260875	34年	38.7531	38.7531	46.83015
22年	23.0175	23.0175	27.934875	35年	39.7575	39.7575	47.709
23年	24.6915	24.6915	29.608875	36年	40.7619	40.7619	47.709
24年	26.3655	26.3655	31.282875	37年	41.7663	41.7663	47.709
25年	28.0395	28.0395	33.27075	38年	42.7707	42.7707	47.709
26年	29.3787	29.3787	34.77735	39年	43.7751	43.7751	47.709
27年	30.7179	30.7179	36.28395	40年	44.7795	44.7795	47.709
28年	32.0571	32.0571	37.79055	41年	45.7839	45.7839	47.709
29年	33.3963	33.3963	39.29715	42年	46.7883	46.7883	47.709
30年	34.7355	34.7355	40.80375	43年	47.709	47.709	47.709

(注1) 「公務外傷病」は、私傷病のうち、厚生年金法に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病を理由に退職する場合があります。

(注2) 年度途中退職について

①勤続期間が11年以上で定年に達した日以後、定年退職日（3月31日）前に、その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額には、「自己都合」の場合の支給率が適用されます。

②応募認定退職予定者が、「退職すべき期日」に退職しなかった場合、認定はその効力を失います。

## 2 調整額の考え方

各給料表の在職級、管理職手当、在職年数等に応じて調整区分により調整月額が決められ、平成8年4月1日以降で各月毎に属していた調整額の区分に応じて定める額のうち、額の多いものから60月分の合計額を算定します。

### ◆ 調整額区分表

調整区分 調整月額 (円)		第1号 65,000	第2号 59,550	第3号 54,150	第4号 43,350	第5号 32,500			第6号 27,100	第7号 21,700		
行政職	給料表	9級	8級	7級	6級	5級			4級	3級		
研究職	給料表	5級	5級	5級	5級 (左記以外)	4級			3級	2級		
	期末勤勉役職加算									5		
	管理職手当	1種	2,3種	4種	左記以外							
医療職 (二)	給料表		8級	7級	6級	5級 ※ H19.4 ~ H28.3 は5級 (課長補佐級)			5級 (左記以外)	4級、3級		
教育職	給料表		4級	4級	4級 (左記以外)	3級	3級 (左記以外)	特2級	2級 (在職30年以上)	2級 (左記以外)	2級	1級
	期末勤勉役職加算		20	15	15	15、10	10	10	10	10	5	5
	管理職手当		4種	4、5種		6種						
技能労務職	給料表								5級	4級		

(注1) 短期勤労者は、次のとおり調整額が制限されます。

①勤続1年以上4年以下の自己都合以外の退職者、勤続10年以上24年以下の自己都合退職者は半額。

②勤続9年以下の自己都合退職者は加算額ゼロ。

(注2) 休職期間等は、除算期間と同様に、算定対象期間から除算。

### 3 計算例（概算）

退職事由	定年退職	
退職時年齢	60歳（勤続35年）	
退職時給料月額	417,248円（教職調整額含む）	
支給率	47.709	
調整額	調整額区分5号適用5年の場合	
○基本額	$417,248円 \times 47.709 = 19,906,484.832円$	
○調整額	$32,500円 \times 60月 = 1,950,000円$	
◎退職手当額	$19,906,484.832円 + 1,950,000円 \div 2 = 21,856,484円$	
	※1円未満切捨て	

（注）退職手当額から控除される税金等

- ・退職手当にかかる所得税及び住民税（県民税・市町村民税）
- ・給与から毎月控除している住民税の残額（3月末退職の場合は4・5月の2か月分）
- ・共済組合・互助組合貸付金残高がある場合は、当該貸付金残高等

### 4 臨時的任用職員・会計年度任用職員の退職手当について

地方公務員法等の一部改正に伴い、徳島県職員定数条例等の一部を改正する条例（令和元年徳島県条例第15号）が令和2年4月1日から施行されました。

これにより、令和2年4月1日以降に採用された臨時的任用職員及び会計年度任用職員の退職手当の取扱いは、次のとおりとなっております。

- ①臨時的任用職員  
正規職員と同様（6月以上勤務後支給対象となる）
- ②会計年度任用職員（フルタイム任用）  
正規職員と同じ勤務時間で勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えた場合、退職手当条例の適用対象となる。  
※1）勤務月数が6月を超えない場合は支給されない。  
勤務月数が6月を超えた場合は、退職事由、勤務月数等に応じて支給される。  
〔計算方法〕退職手当額＝退職日給料月額×支給率×1/2（※2）  
※2）勤務月数が6月を超え12月以下の場合は、令和元年改正条例附則第3項の規定により、1/2を乗じる。
- ③会計年度任用職員（パートタイム任用）  
退職手当条例適用対象外

### ※臨時的任用職員及び会計年度任用職員の方の請求方法

発令されている辞令が途切れた場合に6月以上の勤務実績がある場合は、徳島県立総合教育センター福利厚生ポータルから様式をダウンロードし、所属を經由して、すみやかに、退職手当を福利厚生課まで請求してください。

**注意：** 臨時的任用職員の場合

6月以上とは………例）令和3年4月30日～令和3年9月1日

会計年度任用職員の場合

6月を超えるとは………例）令和3年4月1日～令和3年10月1日

### 5 退職手当請求様式、簡易計算シートをダウンロード！

徳島県立総合教育センター 福利厚生ポータル  [ID] teacher 【パスワード】 kokorook  
徳島県立総合教育センターHP「福利厚生ポータル」に退職手当の試算ができる「退職手当簡易試算シート」を掲載していますので、ご利用ください。

# 防ごう公務災害!

～不注意・過信が想定外の大ケガに～

## 1. 注意一秒怪我一生

- ◆ 教職員の「通常業務」には、多くの危険が潜んでいます。  
(例：準備、後片付け、指導や接触がきっかけとなる事故、スポーツ時の急激な動作の反動他)
- ◆ ケガによっては、後遺症や障害が残る場合もあります。
- ◆ 職場全体で、現場の安全を確保できるよう、事故の未然防止対策を講じるとともに、職員個人が、危険感受性を磨き、事故を防げる行動を取りましょう!



## 3. こんな時に注意!

### ●作業中

作品掲示・教室美化作業中、ロッカー・生徒用机・椅子の上でバランスを崩し転落

### ●校内移動中

教材を抱えて階段を降りようとしたところ、足を踏み外して転落

敷地内の段差につまづき転倒

教室の児童・生徒の机の間にある手提げかばんに足をとられて転倒

### ●運動中

体育、部活動、運動会等の指導中、踏ん張り・踏み込み・軸足回転した際に腱断裂

## 3. 公務災害を防ぐには?

- ①高所作業では脚立を適切に使用するなど、安全を確保した上で作業を行きましょう。
- ②階段では持つ荷物を少なくして視野を確保し、足下に注意して上り下りしましょう。
- ③運動の種目特有の危険性を理解し、運動にあった準備運動を十分に行いましょう。
- ④加齢などによる体力や筋力の低下を意識して、ウォーキングや体操などの運動に取り組みましょう。
- ⑤「気をつけて!」だけでは事故を防止できません。  
簡易スロープで段差を解消するなど、管理面でハード対策を検討しましょう。

## 4. 災害が発生したら事故報告!

公務(通勤)災害が発生

・公務(通勤)に起因するか否か判断に迷う場合はご相談ください。

医療機関受診時「公務上の負傷」であることを申し出る

・できる限り、当日中に医療機関で必要な治療を受けましょう。  
・共済組合員証は使用できません。

速やかに福利厚生課へ連絡!

・「事故報告」の写しを福利厚生課へ送付  
・公務(通勤)災害認定請求様式を「福利厚生ポータルサイト」からダウンロード

療養中は自己の判断で転院しない

・医師の指示、紹介状が無い場合、療養費を補償できない場合があります。



徳島県立総合教育センター 福利厚生ポータル

検索

[ID] teacher [パスワード] kokorook

地方公務員災害補償基金徳島支部

検索

補償制度、様式(認定請求・療養補償・治ゆ関係)及び記入例等を掲載しています。  
公務(通勤)災害に関するご相談・ご質問は、福利厚生課までご連絡ください。

## 財形非課税貯蓄における育児休業等取得者の継続適用特例制度について

### 1 制度概要

3歳に達するまでの子に係る育児休業等の取得者は、事前に所定の手続を行うことで、引き続き利子等に対する非課税措置を受けながら、財形非課税貯蓄を継続することが可能です。

### 2 対象となる方

育児休業等の取得により、定期的な払込が2年以上中断する可能性のある方

※勤務所属を通じた事前の手続が必要です。（育児休業等開始日後の提出は不可）

※払込の中断期間が2年以内であることが確実な方は、手続不要（自動中断）です。

※産前産後休暇（特別有給休暇）中は、控除可能です。

※職場復帰直後の払込再開（給与からの控除）が必要です。



### 3 手続方法（福利厚生課扱い分）

- ◇書類提出先 勤務所属 → 福利厚生課 → 契約金融機関
- ◇提出書類①～④ ②③は金融機関の所定様式ですので、事前に**契約金融機関**にご確認ください。

- ① 財形（年金・住宅）貯蓄控除預入等依頼書（※県所定様式。各金融機関で入手可。）
- ② 育児休業等をする者の財産形成非課税（年金・住宅）貯蓄継続適用申告書・育児休業等期間変更申告書
- ③ 関連様式（※金融機関により異なる）
- ④ 育児休業等を取得することを証明できる書類の写し

- ◇福利厚生課への提出期限 次の異動日が属する月の前月10日頃
- I 育児休業等取得時 育児休業等の開始日
- II 育児休業等の期間変更時 当初の終了日または変更後の終了日のいずれか早い日
- III 職場復帰時 復職日

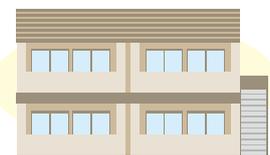
手続時期	提出書類
I 育児休業等取得時	①・②・④は必須、必要に応じて③
II 育児休業等の期間変更時	①・②・④は必須、必要に応じて③
III 職場復帰時	①は必須、必要に応じて②・③
II→I 育休中に妊娠し、引き続き産育休に入る場合	①・②・④は必須、必要に応じて③ ※2度手続が必要（産休取得（期間変更）→育休取得）

【お問い合わせ・書類提出先】徳島県教育委員会福利厚生課 [電話 088-621-3175]

## 徳島県教職員住宅（県）

### 入居できる方

- ① 徳島県教職員及びその家族
- ② 県費負担教職員及びその家族
- ③ 他部局職員及びその家族
- ④ 会計年度任用職員及びその家族（外国語指導助手、非常勤講師等）



徳島県教育委員会が所有している教職員公舎の空室状況の確認や入居申込みについては次の管理校までお問い合わせください。

団地名・所在地	管理校	電話番号
柳島団地（阿南市）	富岡西高等学校	0884-22-0041
日和佐団地（美波町）	阿南支援学校	0884-22-2010
石井団地（石井町）	名西高等学校	088-674-2151
海南団地・宋喰団地（海陽町）	海部高等学校	0884-73-1371
三加茂団地（東みよし町）	池田高等学校	0883-72-1280

【問い合わせ先】 厚生健康担当 ☎ 088-621-3178



## 互助組合に加入された 臨時的任用職員・会計年度任用職員 の皆様へ



### ● 互助組合とは

正式名称は「一般財団法人徳島県教職員互助組合」という団体で、事務局は徳島県教育委員会福利厚生課内にあります。互助組合は同じ課内にある公立学校共済組合徳島支部の組合員等で組織することになっており、共済組合加入時のみ互助組合に加入することができます。

事業内容としては、主に医療費給付など公立学校共済組合徳島支部の補完的な事業を行ったり、独自の事業としてはカフェテリアプラン助成金の給付、学校や団体への助成金交付、教育文化舞台公演の開催など行っています。(（公社）徳島県教育会の互助会とは別組織ですので御注意ください。)

詳しくは互助組合ホームページ (<http://www.toku-kyougo.or.jp>) や「教職員福利厚生のしおり」を御覧ください。

### ● 掛金は

**(給料月額+教職調整額+地域手当) × 7 / 1000**

※掛金の上限は2,100円です。

県費教職員の方は、給与明細の「互助(他)」の欄に控除金額が記載されています。(加入日によっては1月遅れで控除されることもあります。)

注：その月に1日でも任用されていたら1か月分の掛金をいただいております。

### ● 正規教職員との 事業内容等の違いは

ほぼ正規教職員と同じ  
給付内容となります。

**カフェテリアプラン  
助成金は右ページへ➡**

### 互助組合は組合員の素敵な出会いを応援しています

徳島県教職員互助組合は、2016年7月末に設置された結婚支援のための拠点「とくしまマリッササポートセンター(略称:マリッサとくしま)」の協賛団体です。当組合員は直接、マリッサとくしまのWEBサイトにアクセスしてイベントユーザー登録および所属企業コードを入力することで、別途、メルマガにより配信される協賛企業・団体のイベントに参加することができます。

★当組合の所属企業コードは「KA0002」です。

★イベント参加時には資格の確認のため、公立学校共済組合員証(健康保険証)をご持参ください。

### ♥ 「マリッサとくしま」について

#### 【主な事業】

- ・ マッチング：1対1のお見合い(会員登録料 1万円(2年間有効))

**互助組合ではマッチング会員登録料の半額を補助しています!**

**詳しくは互助組合ホームページ内、「独身者交流支援補助金」の項目を御覧ください!!!**

- ・ イベント：出逢いイベントやセミナー等(会員登録料 無料)

**特定の協賛企業・団体間の交流会も開催されています!**

**ぜひ一度ご登録を!**

**所属を通さず領収書原本  
を添付した申請書を互助  
組合事務局に送るだけ!**

#### 【開所時間等】

- ・ 場 所：アミコ東館 7階
- ・ 開所時間：月曜・火曜・金曜 12:00~20:00  
土曜・日曜・祝日 10:00~18:00  
(水曜・木曜は休み(祝日の場合は開所)。年末年始は休み)
- ・ 電話番号：088-656-1002
- ・ ファックス：088-656-1008
- ・ ホームページ：<https://www.msc-tokushima.jp/>
- ・ メール：msc@marissa-tokushima.com

**移転しました**



### 「国民が安心して暮らせるための社会保障制度の確立等を求める陳情署名」への ご協力ありがとうございました。

**署名総数(全国) 410,766筆**

おかげさまで5,255筆の署名が集まりました。令和3年11月、この署名簿を県関係の国会議員7名へ送付し、他県の教育関係互助団体とともに皆様の意思をお伝えしました。



## 互助組合からのお知らせ

### カフェテリアプラン助成事業

令和4年度は助成額が2千円アップして**上限12,000円**になります！(4月1日活動・支払分からです。御注意ください。)

臨時的任用職員・会計年度任用職員の方も申請しやすくなります。詳しくは17ページを御覧ください。

**令和4年度も「カタログギフト」を選択肢に加えます(カタログギフトも12,000円相当のものにグレードアップします)。**

※カタログギフトは、現金給付との併用はできません。 ※前年度のカタログギフトの請求はできません。

☆実施要領や様式など詳細は3月末に所属に配布します、「令和4年度における保健事業等の実施について」や互助組合ホームページに掲載します。

### カフェテリアプラン 助成対象一覧表

項目	項目番号	事業(メニュー)内容	対象者	助成対象経費	助成対象となるもの(例)	助成対象でないもの(例)
自己啓発	1	自己啓発のための講座(通信講座)を受講した。	組合員	講座の受講料(通信教育における講座の収録されたテキスト・CD・DVDの費用も含む)	語学教室・パソコン教室・書道・茶道・華道・教養講座・音楽教室・絵画教室・陶芸教室 等	公務で受講したもののテキスト・CD・DVD以外の教材費・材料費・道具類
		大学(通信・夜間・放送大学も含む)で行われる公開講座や科目履修を受講した。		講座の受講料 入学科、授業料	大学での科目履修、聴講	学位・学歴の取得(卒業)を目的とした修学費用
	2	各種資格を取得するための講座を受講または受験した。		資格取得の受講料(講座の収録されたテキスト・CD・DVDの費用も含む) 受験料 免許更新費用(自動車運転免許以外)	簿記検定・英語検定・パソコン検定・宅地建物取引主任責任者・小型船舶免許・アマチュア無線・ホームヘルパー・気象予報士 等の講座受講料、受験料、講座のテキスト及び講座の収録されたCD・DVD購入費用	自動車運転免許の更新費用 テキスト・CD・DVD以外の教材費・材料費・道具類
	3	自己啓発用の書籍を購入した。		自己啓発用書籍・中古の本購入費	書籍購入費(領収書に書籍名が記載されていない場合、支払内容を明記してください)	漫画・週刊誌・対象が赤ちゃんや幼児向けの本・住宅地図・カレンダー・ポスター・電子手帳・電子辞書・スケジュール帳・名簿・卒業アルバム 等 送料・図書カード・商品券・ポイントで購入した分
自己啓発用のCD・DVDなどを購入した。		自己啓発用ソフトウェア	書籍をCD-ROMに収録したもののパソコンソフトの購入費用 <b>(ソフト名を明記してください)</b>	録音及び録画用に使われるCD・DVD・BD類購入費用、ゲーム類の購入費用、はがき(宛名)作成ソフト ソフトウェア類のレンタル料		
健康維持	4	人間ドックを受診した。	組合員	保険診療外のドック費用	人間ドックの自己負担分、オプション検査費用	保険診療分の検査費用(人間ドックの再検査で保険証を利用して受診した分 等)
		インフルエンザを予防するために予防接種を受けた。		インフルエンザ予防接種費用(予防接種名の記入)	インフルエンザ予防接種	組合員以外の予防接種費用 迅速診断・抗体検査費用
		インフルエンザを予防するためにマスクや手指消毒剤を購入した。		インフルエンザを予防するためのマスク、うがい薬、手指消毒剤費用	マスク うがい薬、手指消毒剤、薬用石鹸(殺菌・消毒作用が明記されたもの)	ウエットティッシュ全般 風邪薬やのどに薬を噴射するものなど、予防でないもの、 <b>手指消毒用以外の殺菌・消毒・除菌剤</b>
	5	健康管理施設やスポーツ施設を利用した。		各種スポーツ施設会費・利用料	ゴルフ・ボーリング・スキーリフト券・釣りの渡船料・ダイビング・ラフティング 等	用具レンタル料・ゴルフ施設利用料金のうち飲食料・入浴のみの施設
		スポーツ教室を受講した。		各種スポーツ教室受講料	スポーツ教室の受講料	スポーツ用品・健康器具
		各種スポーツ大会に参加した。		各種スポーツ大会参加料	大会の参加料(大会終了後に申請書を提出してください)	<b>キャンセル料、手数料、大会が開催されなかった場合や参加しなかったときの参加料</b>
介護・育児	6	介護・看護等でヘルパーやデイサービスを利用した。	組合員又は2親等内の親族	介護ヘルパー・デイサービス代(介護保険サービス適用外の費用)	介護ヘルパー代	紙おむつ等消耗品 一時的でない保育料 保育料に含まれる飲食代・諸費用 介護・育児に関する物品(車椅子、ベビーカー、チャイルドシート等物品全般) 介護保険サービスの適用となる費用
	7	保育所(園)・託児所での一時保育やベビーシッターを利用した。		一時保育・ベビーシッター代	一時保育代	
地域社会活動・文化芸術活動	8	ボランティア活動に参加した	組合員	活動に要する交通費、宿泊費、傷害保険料	ボランティア休暇の承認を受けて参加した活動(承認書類の写しの添付が必要です)	
		芸術・文化鑑賞をした。スポーツ観戦をした。アミューズメント施設を利用した。		入場料、観覧料、観戦料	映画・コンサート・テーマパーク・水族館・スポーツ観戦・遊園地・動物園・植物園・美術館・博物館・演劇・舞踊・芸能・県展入場料 等	
	9	芸術・文化鑑賞のためのCDやDVDを購入した。		芸術・文化鑑賞のためのCD・DVD等購入費用	音楽CD・映画等のDVD(BD)の購入費用 <b>(購入した作品名を明記してください)</b>	録音及び録画用に使われるCD・DVD・BD類購入費用、ゲーム類の購入費用 CD・DVD類のレンタル料および定額制配信サービス費用
	10	旅行をした。(公務出張等に係る旅行は除く)		組合員又は組合員と被扶養者	宿泊を伴った旅行・日帰り旅行・交通経費・宿泊代・高速代	大会参加料(出展料)
教員免許の更新	11	教員免許を更新した。	組合員	払込受領証 大学が発行する領収証		<b>令和4年度中の教員免許更新制の廃止が報じられているため、講習の取消(返金)や変更の可能性が少しでもある場合は申請をお控えください。</b>

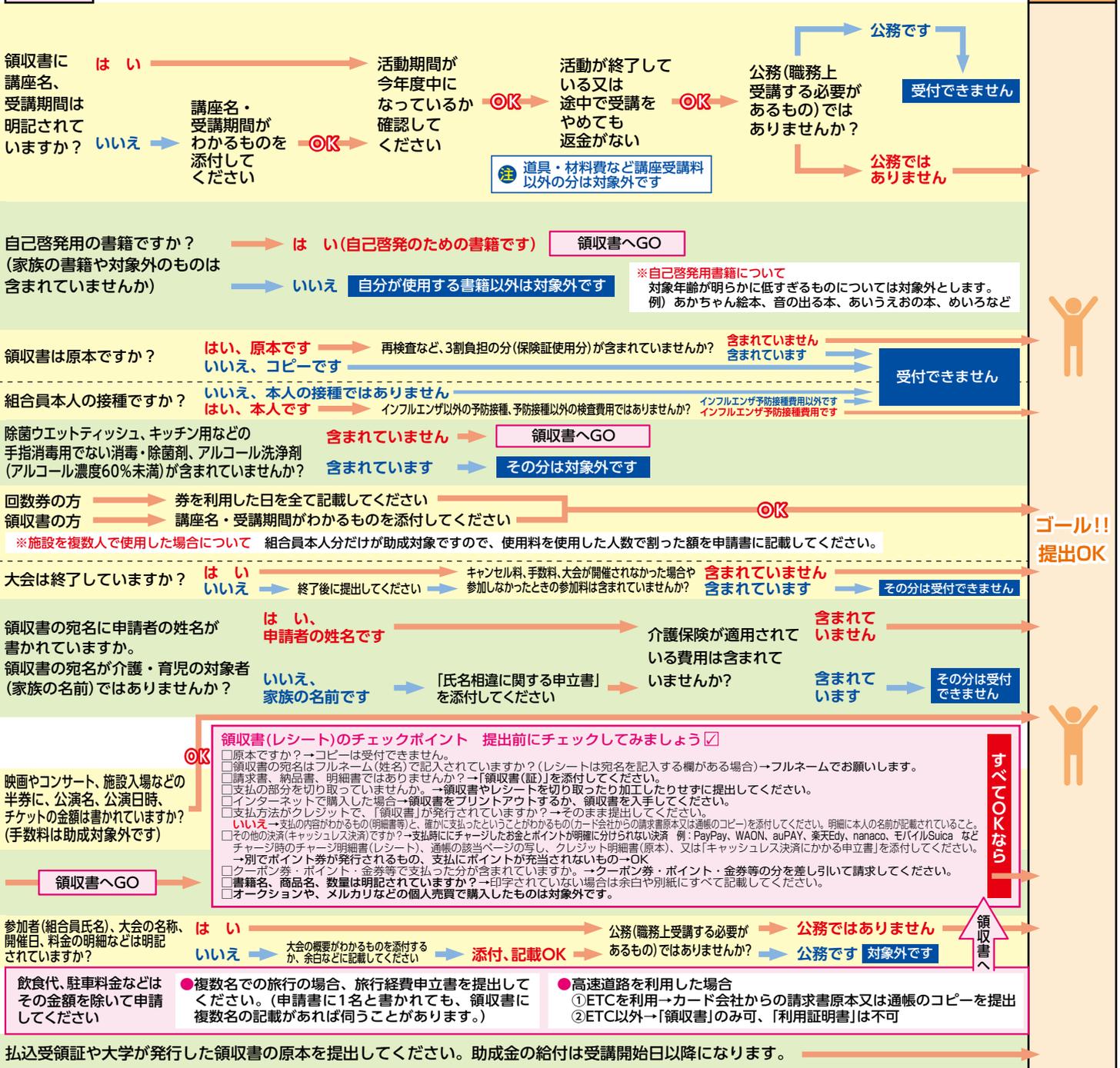
項目	項目番号	事業(メニュー)内容	対象者	助成対象となるもの(例)
その他	12	カタログギフト	組合員	止むを得ず、項目1～11に該当する活動ができない場合等に1万2千円相当のカタログギフトを送付する。 <b>(他の項目との重複請求不可)</b> カタログギフト(今年度の冊子名は「令和4年度における保健事業等の実施について」や互助組合ホームページに掲載します。カタログの内容はカタログギフト取扱会社ホームページ等でご確認ください。) [申込について] 年4回(6月、10月、1月、2月)の月末日に申込を締切り(必着)、翌月に組合員の指定した住所にカタログギフト(冊子)を送付します。申込は「令和4年度における保健事業等の実施について」や、当組合ホームページに掲載の様式に必要項目を記入して当組合まで提出してください。 記入必要事項:「申請金額～項目11」の欄以外すべて(個人印、所属印も必要です) [注意事項] ・カタログギフトの当組合への申込の最終締切は毎年度 <b>2月末日(必着)</b> です。 ・翌年度に前年度分の請求はできません。

### 互助組合のホームページ、ぜひ御活用ください!

各種申請様式もダウンロードできる(一財)徳島県教職員互助組合のホームページを開設しております。  
ホームページアドレス(半角小文字) <http://www.toku-kyougo.or.jp>(「徳島県教職員互助組合」で検索しても出てきます。)  
わからないときはお気軽に互助組合事務局へ! TEL 088-621-3177

### 😊 提出前にチェックしてみましょう 😊

**スタート** まず…カフェテリアプラン、申請できそうですか? → 無理そうならカタログギフトもあります(申請は2月末必着)↑ **ゴール**



またまた

## 重要なお知らせ

# 令和4年4月から 互助組合の貸付利率が下がります!

令和4年3月償還分まで

令和4年4月償還分から

**一般貸付 年利1.0% → 年利0.9%(保険料込み)**

★令和4年2月以降の新規申込(3月貸付)の方から新利率が適用されます。

★該当者にはお知らせしますが、現在借り受け中の方にも4月償還分から新利率を適用します。

返済方法や残回数など、貸付申込時の条件は変更しません。

★利率以外の変更はありません。

★互助組合貸付は一般貸付の1本のみです。既に借りられている場合、24回償還する前に違う事由でもう1本借りることはできません。(24回償還後は借替できます。)

★共済組合貸付と同時に互助組合貸付も受けることができます。

「共済組合で借りたけど、少し足りない分を互助組合で…」もOK!

貸付限度額200万円。  
ちょっと資金が必要とき…  
互助組合の貸付をお忘れなく!!!  
申込事由NO.1の生活資金、自動車購入資金、教育資金など

## 必見! 互助組合の貸付事業についておさらい

★貸付限度額200万円 目的は生活資金のほか、自動車購入資金、教育資金など

★申込事由が「生活資金」なら添付書類不要 (但し限度額は100万円かつ償還回数上限72回)

### お申込以降の流れ

① お申込 毎月25日(2月と12月は21日)までに互助組合(県教委福利厚生課内)に申込書等(※)を提出してください。

※申込書等提出書類 ①～③は互助組合ホームページの様式集から印刷して必要事項を記入・押印してください。

- ①～③必須
- ①申込書 申込者の印、所属長の印が必要です。
  - ②借用証書 金額・住所氏名を記入・押印し、左上に収入印紙(証紙ではありません)を貼付・割印してください。
  - ③貸付保険にかかる個人情報に関する同意書
  - ④申込事由が「生活資金」以外の場合は、添付書類が必要です。

例:「自動車購入資金」の場合の添付書類は請求書、契約書など金額が確認できる書類

詳しくはお問い合わせいただくか、「福利厚生のしおり」に記載しています。

- ② 申込受付後、事務局で審査・貸付決定
- ③ 貸付決定通知を申込者に送付(基本的には所属経由)
- ④ 申込締切の翌月28日に、申込者の給付金の登録口座に送金
- ⑤ 送金の翌月の給与から貸付償還金の控除を開始

### 収入印紙金額

申込金額	収入印紙金額
5万円から 10万円まで	200円
15万円から 50万円まで	400円
60万円から100万円まで	1000円
110万円から200万円まで	2000円

お問い合わせ  
書類送付先

TEL 088-621-3177 (「互助組合の貸付」とおっしゃってくださいとスムーズです。)  
ホームページアドレス (半角小文字) <http://www.toku-kyougo.or.jp>  
〒770-8570 徳島市万代町1-1  
徳島県教育委員会福利厚生課内 一般財団法人徳島県教職員互助組合